

# 特定秘密保護法の制定と今後の検討課題

内閣委員会調査室 碓 建人・柳瀬 翔央

## 1. はじめに

第2次安倍内閣は、平成25年10月25日、特定秘密の保護に関する法律案を第185回臨時国会に提出した<sup>1</sup>。同法律案は、衆議院国家安全保障に関する特別委員会における審査と並行して修正協議が行われ、自由民主党、日本維新の会、公明党及びみんなの党の4党共同提案により修正案が提出され、11月26日の衆議院本会議において修正議決された。参議院においても、国家安全保障に関する特別委員会における審査を経て、12月6日の本会議において可決、成立した。「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号）（以下「特定秘密保護法」という。）は、12月13日に公布され、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から本格施行されることとなるが、法案審査の過程で浮上した課題や、不確定な事項も多く、施行に向けた検討課題が積み残されている。

本稿では、特定秘密保護法の衆議院修正の内容及び施行に向けた検討課題について、国会論議を交えつつ紹介する<sup>2</sup>。

## 2. 衆議院修正の内容と国会論議

### （1）安全保障の定義

特定秘密保護法は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする法律である。

特定秘密保護法における「安全保障」について、衆議院修正により「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう」との定義が付され、特定秘密はこの意味での「安全保障」の範囲内に限定されることとなった。

「安全保障」の定義について、政府参考人は、「外部からの侵略等の脅威に対し国家及び国民の安全を保障することを意味し、国家及び国民の安全とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく、平和で平穏な状態に保たれていることを意味する。本法案における安全保障には、領土の保全、独立、国民の生命身体

<sup>1</sup> 特定秘密保護法の法案提出の経緯、内閣提出法案の内容等については、柳瀬翔央「我が国の情報機能・秘密保全—特定秘密の保護に関する法律案をめぐって—」『立法と調査』第347号（2013.12）15～33頁参照。

<sup>2</sup> 特定秘密保護法制定に伴う公文書をめぐる課題については、櫻井敏雄「公文書をめぐる諸課題—公文書管理法、情報公開法、特定秘密保護法—」『立法と調査』第348号（2014.1）3～13頁参照。

あくまでも国としての基本的な秩序の平穩に関するものに限られる」旨答弁していた<sup>3</sup>。本修正により特定秘密の指定の範囲が変わるのかという問いに対し、森国務大臣は、「定義が明確化したということであり、指定が変わることはない」旨答弁している<sup>4</sup>。

## （２）特定秘密の指定をすることができる行政機関の限定

特定秘密の指定をすることができる行政機関の長については、衆議院修正により、内閣総理大臣が、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関する有識者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長は、特定秘密の指定を行わないものとする事となった。

恣意的な指定を排除するため、特定秘密を指定できる行政機関を絞るべきではないかとの指摘がなされてきた。現在、「特別管理秘密」<sup>5</sup>が運用されているが、平成 24 年 12 月 31 日現在、内閣法制局、公正取引委員会、消費者庁、復興庁、法務省、農林水産省及び環境省は特別管理秘密を指定していないとされる。特別管理秘密の指定をしていない省庁が、特定秘密の指定をすることがあり得るのかただされ、政府参考人は、「現時点では特別管理秘密を指定していない省庁も、将来的には特定秘密を指定する可能性はある。そのような中で、特定秘密を指定できる行政機関を限定することは、行政機関間で情報の保全レベルに差異が生じることとなり、秘密保護に関する共通ルールの確立という本法案の趣旨に反する」旨答弁していた<sup>6</sup>。

本修正により、政令で定める行政機関の長は、特定秘密の指定を行わないものとされたが、政令の定めを待つことなく、およそ特定秘密とは無縁の行政機関の長を当初から除外すべきではないかとの指摘に対しては、岡田内閣府副大臣は、「本修正により、指定権限を有する行政機関をできる限り限定すべきとされ、内閣総理大臣が有識者会議の意見を聴いて政令で定める行政機関の長には特定秘密の指定権限を付与しないことと規定された。したがって、政令の定めを待つことなく、当初から限定することは想定しておらず、本法案成立後、専門家により組織される有識者会議の意見を聴き、特定秘密の指定ができる行政機関の限定について検討したい」旨答弁している<sup>7</sup>。

## （３）指定の有効期間の延長の上限

特定秘密の指定の有効期間については、衆議院修正により、下記のとおり、延長の上限を明らかにすることとなった。

- ① 指定の有効期間は、通算 30 年を超えることができない。
- ② ①にかかわらず、指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、

<sup>3</sup> 第 185 回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第 13 号 33 頁（平 25. 11. 14）

<sup>4</sup> 第 185 回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会議録第 11 号 29 頁（平 25. 12. 2）

<sup>5</sup> 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成 19 年 8 月 9 日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づくもの。

<sup>6</sup> 第 185 回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第 16 号 14 頁（平 25. 11. 20）

<sup>7</sup> 第 185 回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会議録第 10 号 26 頁（平 25. 11. 29）

内閣の承認を得た場合は、通算 30 年を超えて延長することができる。

③ ②の場合でも、特に秘匿性の高い情報として限定列举する 7 項目<sup>8</sup>を除き、指定の有効期間は、通算 60 年を超えて延長することができない。

本修正の趣旨について、修正案提出者からは、「政府案においては、原則 30 年を上限としていたが、そこから内閣の承認があれば無限に延長できる制度の立て付けになっており、何かしら上限を設けるべきだと主張した。その際、30 年がまず原則とすれば、倍の 60 年が上限にふさわしいとして、与党との話合いの中で合意した」旨答弁があった<sup>9</sup>。

また、通算 30 年を超える延長のために内閣の承認を得ることとなる情報については、限定列举された 7 項目を基本としてはいかがかとの指摘に対し、安倍内閣総理大臣は、「修正案の趣旨から、30 年を超える指定の延長についても、内閣の承認がなされる場合は 7 つの事項に関する情報である場合に限ることを基本とし、現時点では、それ以外の場合は想定していない」と答弁している<sup>10</sup>。

なお、通算 60 年を超えて延長できる情報として列举されたものに、「政令で定める重要な情報」との規定があることにより、政府の裁量で半永久的に秘密指定が継続できるのではないかとこの指摘に対して、政府参考人は、「例外的に 60 年を超えて延長できる場合についての規定であることに鑑み、同規定は極めて限定的に解すべきと考えされており、現時点でこれに該当するものは想定し難い」旨答弁している<sup>11</sup>。

#### (4) 国立公文書館等への移管

衆議院修正により、行政機関の長は、指定の有効期間を、通じて 30 年を超えて延長することについて内閣の承認が得られなかったときは、その情報が記録された行政文書ファイル等の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管しなければならないこととする規定が追加された。

特定秘密が記録された行政文書についても、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号）（以下「公文書管理法」という。）の適用を受けることとなるが、同法に基づき設定される保存期間が満了した行政文書ファイル等は、廃棄又は国立公文書館等へ移管されることとなる。本修正はその例外として、通算 30 年を超える延長の際に内閣の承認が得られなかった場合は、必ず国立公文書館等へ移管しなければならないことを規定したものである。

特定秘密が記録された文書の国立公文書館等への移管の在り方をめぐっては、本修

---

<sup>8</sup> 特定秘密保護法第 4 条第 4 項において列举されているものは、①武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む）、②現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報、③情報収集活動の手法又は能力、④人的情報源に関する情報、⑤暗号、⑥外国の政府又は国際機関から 60 年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報、⑦前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報、である。

<sup>9</sup> 第 185 回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第 10 号 21 頁（平 25. 11. 29）

<sup>10</sup> 第 185 回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第 19 号（その一） 4 頁（平 25. 11. 26）

<sup>11</sup> 第 185 回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第 10 号 26 頁（平 25. 11. 29）

正が直接対象としないケースにおける取扱いについて、政府の方針がただされた。

通算 30 年を超えて延長するための内閣の承認を求めないで、自ら行政機関の長が指定を解除した場合について、安倍内閣総理大臣は、「30 年という長期にわたって特定秘密として指定を継続してきた文書について、自ら指定を解除する場合にも、全て歴史公文書等として国立公文書館等に移管されるよう運用基準に明記する」旨答弁している<sup>12</sup>。

次に、30 年未満の間に指定を解除した場合については、政府参考人は、「30 年未満の文書は公文書管理法の規定が適用されるので、廃棄に当たっては内閣総理大臣と協議されることとなるが、本修正の趣旨を踏まえ、30 年未満の文書についても、その文書の指定期間の長短を踏まえ、その歴史的価値を考慮した適切なルールを考えていきたい」旨答弁し、法施行までに基準を設ける方針を示している<sup>13</sup>。

#### (5) 特定秘密の提供の義務

国会に対する特定秘密の提供を始め、公益上の必要による特定秘密の提供に関する規定について、衆議院修正により、提供することが「できる」規定から「するものとする」という義務規定となった。また、国会に対して特定秘密を提供する場合には、「政令で定める措置」ではなく、「国会において定める措置」が講じられるものとする旨修正された。

本修正により特定秘密の提供をすることが義務規定となっても、行政機関の長が「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき」との要件によって、国会に提供されない場合があり得る。どのような場合を想定しているのかを問われ、森国務大臣は、「原則として、国会から求めがあれば、国会における保護措置は国会で講ぜられることになっているので、秘密会に提供することになる。今回の修正案で、提供をするものとする」と規定され、その趣旨が明確化された。そして、この著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、例えばサードパーティールール（外国政府が情報を提供する際に、第三者に提供してはならないという条件を付している場合）により、国会に対しても出せない場合がこれに当てはまる。それ以外の場合は、通常、国会から求めがあれば、国会の保護措置が講じられていると思われるので、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認定される」旨答弁している<sup>14</sup>。

#### (6) 特定秘密の指定等の運用基準の作成、運用状況の報告等

特定秘密の指定等の運用基準の作成、運用状況の報告等については、衆議院修正により、下記のとおりの規定となった。

- ① 内閣総理大臣は、特定秘密の指定等の実施に関する基準を定め、又は変更しようとするときは、有識者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求

<sup>12</sup> 第 185 回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第 19 号（その一） 4 頁（平 25. 11. 26）

<sup>13</sup> 第 185 回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会議録第 11 号 36 頁（平 25. 12. 2）

<sup>14</sup> 第 185 回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会議録第 9 号 11 頁（平 25. 11. 28）

めなければならないものとする。

- ② 内閣総理大臣は、毎年、特定秘密の指定等の実施の状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならないものとする。
- ③ 内閣総理大臣は、特定秘密の指定等の実施が基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに改善すべき旨の指示をすることができるものとする。

本修正の趣旨について、修正案提出者は、「政府案においては、政府が特定秘密の指定等の運用基準を作成、変更の際には有識者会議に意見を聴くものとしていたが、修正により、本法の運用について内閣総理大臣の関与を明確にすることによって、恣意的な運用の排除を確保することとした。つまり、内閣総理大臣が運用基準の案を作成すること、その運用基準は閣議決定すること、内閣総理大臣は特定秘密の指定などが運用基準に従って行われていることを確保するため行政機関の長に対して改善すべき旨の指示をすることができることとし、行政全体を統べる立場から、内閣総理大臣の指揮監督権を明確にした。内閣総理大臣がリーダーシップを発揮することを期待している」旨答弁している<sup>15</sup>。なお、安倍内閣総理大臣は、本修正との関係で、内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資するための組織を設ける旨答弁した（3（3）参照。）。

#### （7）国会への報告等

衆議院修正により、政府は、毎年、有識者の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする旨の規定が追加された。

森国務大臣は、「指定をした件数、指定をしてきたものが別表のどの事項に当てはまるのか、有効期間がどれぐらいであるのか、その期間内に解除したものの件数」について、国民に公表することを表明している<sup>16</sup>。また、本規定に基づく国会への報告事項に、特定秘密に指定された文書の廃棄に関する事項も含まれるのかをただされ、森国務大臣は、「廃棄についても、有識者会議の意見を聴いた上で検討する」旨答弁している<sup>17</sup>。

#### （8）取得罪の目的犯化

衆議院において、特定秘密の取得罪を目的犯化する旨の修正がなされた。すなわち、管理侵害行為等による特定秘密の取得については、「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的」で行った者に限り処罰することとした。

<sup>15</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第11号37～38頁（平25.12.2）

<sup>16</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第19号（その一）3頁（平25.11.26）

<sup>17</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第11号29頁（平25.12.2）

本修正の趣旨について、修正案提出者は「特定秘密の取得行為については、スパイ等の目的がなければ、特定秘密保護法によっては罰しないこととした。違法な取得行為であっても、目的犯として絞ることで、処罰範囲を限定した」旨答弁している<sup>18</sup>。

なお、本修正により特定秘密の取得罪は目的犯化したが、特定秘密の漏えい罪に対する教唆、煽動、共謀罪は、目的の有無にかかわらず処罰対象であるのか問われ、森国務大臣は、そのとおりである旨答弁をした<sup>19</sup>。

#### (9) 特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関に関する経過措置

衆議院修正により、附則において、施行日から起算して5年を経過する日までの間、特定秘密を保有したことがない行政機関として、有識者の意見を聴いた上で、政令で定めるものを、特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関から除外する旨の規定が追加された。

本修正の趣旨は、(2)の特定秘密の指定をすることができる行政機関を限定することと同様に、恣意的な運用を防ぐためのものであるが、本修正は、特定秘密保護法の対象となる行政機関の定義に関する規定から、特定秘密を5年間保有したことがない行政機関を除外するものである。なお、特定秘密を保有する必要が新たに生じた行政機関については、有識者の意見を聴いた上で、政令で定めることにより、特定秘密保護法の対象に含めることが可能である<sup>20</sup>。

#### (10) 指定及び解除の適正の確保

衆議院修正により、特定秘密の指定及び解除の適正の確保のため、附則において、「政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することができる新たな機関の設置その他特定秘密の指定及びその解除を適正に確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との規定が追加された（本修正に関する議論については、3（3）参照）。

#### (11) 国会に対する特定秘密の提供及び国会における保護措置の在り方

衆議院修正により、附則において、「国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定が追加された。

本規定に基づきいかなる措置を講ずるべきかとの問いに対して、安倍内閣総理大臣

<sup>18</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第10号24～25頁（平25.11.29）

<sup>19</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第10号25頁（平25.11.29）

<sup>20</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第9号18～19頁（平25.11.28）

は、「国会の運営に関する事項は国会において議論が行われるべきもの」と答弁している<sup>21</sup>。

なお、本規定に基づく検討に当たっての考え方として、修正案提出者は、「特定秘密を取り扱う関係行政機関のあり方及び特定秘密の運用の状況等について審議し、及び、これを監視する委員会その他の組織を国会に置くこと、国会において特定秘密の提供を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置全般について、早急に検討を加え、本法施行までに結論を得るようにしたい」旨答弁している<sup>22</sup>。

## (12) 別表に掲げる事項の明確化

別表に掲げる事項のうち、安全保障に関し収集した情報、特定有害活動の防止に関し収集した情報及びテロリズムの防止に関し収集した情報について、衆議院修正により、「その他の重要な情報」という文言を削り、「国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報」など、より明確な表現に置き換えることとなった。

政府が提出した法律案において、「その他の重要な情報」としていたことについて、政府参考人は、「法令用語で『その他の』という場合、並列ではなく、前の言葉は例示としての位置づけとなり、その例示を含む総括的な言葉が『その他の』の後の言葉でくくられており、外延は明確である」旨答弁していたが<sup>23</sup>、例示を出せるものは全て出した方が厳格な運用が可能ではないかと指摘されていた。

本修正の趣旨として、修正案提出者は、「別表で列記した事項の内容が曖昧であるため特定秘密の範囲が無制限に広がるのではないかという意見があり、外延が不明確な、別表の『その他の重要な情報』という文言を削除し、明確化した」旨答弁している<sup>24</sup>。

## 3. 法施行に向けた検討課題

### (1) 検討体制及びスケジュール

特定秘密保護法が公布された平成 25 年 12 月 13 日、内閣官房に「特定秘密保護法施行準備室」<sup>25</sup>が設置され、同室の下で特定秘密保護法の施行に関する準備作業が進められている。12 月 24 日には、「情報保護監視準備委員会」（以下「委員会」という。）の開催が決定された<sup>26</sup>。委員会は、特定秘密保護法に関し、特定秘密の指定及び解除、適性評価の実施等の施行の準備について必要な検討及び調整を行うものとされ、森国務大臣を委員長とし、インテリジェンスコミュニティの事務次官級を中心に構成されている。翌 25 日に開催された第 1 回委員会において今後のスケジュールが示されたが、

<sup>21</sup> 第 185 回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第 19 号（その一）12 頁（平 25. 11. 26）

<sup>22</sup> 第 185 回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第 19 号（その一）12 頁（平 25. 11. 26）

<sup>23</sup> 第 185 回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第 15 号 10 頁（平 25. 11. 19）

<sup>24</sup> 第 185 回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第 11 号 36～37 頁（平 25. 12. 2）

<sup>25</sup> 室長は、能化正樹内閣情報調査室次長。準備室は、設置時には十数名の体制であるが、特定秘密保護法の円滑な施行のため、今後体制を強化していく予定であるとされる。（「森内閣府特命担当大臣記者会見要旨（平成 25 年 12 月 13 日）」（内閣府ホームページ）

（[http://www.cao.go.jp/minister/1212\\_m\\_mori/kaiken/2013/1213kaiken.html](http://www.cao.go.jp/minister/1212_m_mori/kaiken/2013/1213kaiken.html)）

<sup>26</sup> 「情報保護監視準備委員会の開催について」（平成 25 年 12 月 24 日内閣総理大臣決裁）

それによると、政令案や運用基準案の概要については、平成 26 年の夏を目途に公表し、意見募集を行うことが検討されており、秋の早い時期には政令や運用基準を閣議決定し、決定された運用基準等に基づいて各省庁が行う施行準備期間を設けることとされている。

平成 26 年 1 月 14 日、情報保護、情報公開、公文書管理等の専門家で構成する「情報保全諮問会議」（以下「会議」という。）の開催が決定された<sup>27</sup>。会議は、特定秘密保護法の規定に基づく意見のほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見を、内閣総理大臣に対し述べるものとされる。1 月 17 日の第 1 回会議において、安倍内閣総理大臣より、「特定秘密の指定、解除や適性評価の実施に関する運用基準や特定秘密保護法の政令案などについて議論を願いたい。委員からの意見を受け止め、運用基準や政令を策定する。これまで曖昧であった行政による秘密の取扱いに、客観性と透明性を確保しなければならない」との発言があった。今後の会議の進め方については、事務局が各委員とやり取りを行い、意見を聴取しつつ、政令案や運用基準案の素案を検討し、素案がまとまり次第会議において議論することとされた。また、有識者の意見の取りまとめ方については、多数決により会議の意見をまとめる形ではなく、様々な意見があるということで、総理が検討できるようにすることとされた。なお、会議の議事録及び議事要旨は共に作成し、議事要旨については、会議終了後に公表することとされている。

## （２）主な検討課題

### ア 指定の対象となる事項

特定秘密保護法は、行政機関の長が、「当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報」であって、「公になっていないもの」のうち、「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿が必要であるもの」である 3 要件を満たすものを、特定秘密に指定することを規定する。別表には、防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止に関する事項の 4 事項 23 項目が記載されているが、運用基準において、「さらにそれを具体的に情報の種類ごとに類型化をして、それぞれに応じた秘密指定の期間などを具体的に定めていく」こととされる<sup>28</sup>。

また、法律の別表に指定する事項を限定列挙していることから、別表に記載の事項に関する情報以外の情報を特定秘密に指定することはできず、仮にそのような指定が行われた場合、当該指定は無効となる<sup>29</sup>。しかし、指定の濫用の余地をあらかじめなくすためにも、指定してはならない事項を明記しておくべきとの指摘がなされている。これに対し森国務大臣は、「法令違反等に関する情報を指定禁止することを

<sup>27</sup> 「情報保全諮問会議の開催について」（平成 26 年 1 月 14 日内閣総理大臣決裁）

<sup>28</sup> 第 185 回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第 10 号 3 頁（平 25. 11. 11）

<sup>29</sup> 第 185 回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会議録第 5 号 6 頁（平 25. 11. 20）



法定することは考えていない」としつつ<sup>30</sup>、「違法な行為が行われぬようにということ運用基準等で明確にしていまいりたい」と答弁している<sup>31</sup>。なお、違法な指定行為に対する罰則規定を設けることについて、小松内閣法制局長官は、「個々の職員が刑罰法令に触れる行為を行い法益侵害やその危険が生ずるような場合には、そのほかの現行の法令、公務員職権濫用罪や虚偽文書作成罪等の罪責を負い、処罰されることもあり得る。そして、職務を行うに当たってその事実を知ることになった場合には、公務員には刑事訴訟法に基づく告発義務があり、このような既存の法令の適用によって違法な行為が抑制される」旨答弁している<sup>32</sup>。

## イ 特定秘密に関する記録

政府がその諸活動を国民に説明する責任を適切に果たせるよう、特定秘密に関する記録を作成することの重要性が指摘されている<sup>33</sup>。

特定秘密保護法において、行政機関の長は、特定秘密の指定をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成することとなる。この指定に関する記録には、指定番号、指定年月日、情報の内容、該当する別表の号といった事項を記録することが検討されており、この記録により、指定の要件を満たしていることを示すとされる<sup>34</sup>。また、森国務大臣は、「特定秘密の取扱者が、どの文書を特定秘密に指定し、それを保有しているかも記録に残るので、違法な手段による情報が特定秘密に指定されることはない」旨答弁している<sup>35</sup>。なお、指定に関する記録の開示請求については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）に基づく不開示事由に該当する部分を除き、開示されることになる<sup>36</sup>。

特定秘密が記録された文書は、公文書管理法に基づく行政文書ファイル管理簿にも記載されることが見込まれる。森国務大臣は、保存期間満了前に文書が廃棄されるおそれについて問われた際に、「公文書管理法の適用を特定秘密が記録された文書についても受けることから、保存期間が満了するまで保存をしなければならない。そして、例えば文書管理課などの各省にあるところにファイル名、保存期間が記録されるので、保存期間満了前に文書が廃棄されることはないものとする」と考える<sup>37</sup>。この行政文書ファイル管理簿は、文書の名称、保存期間、保存期間が満了した時の措置及び保存場所等を記載するものであるが、一般の閲覧に供し、公表されるものであり、情報公開法に規定する不開示事由に該当するものは記載を免除される。そのため、行政文書の管理に関するガイドライン<sup>38</sup>において、行政文書ファ

<sup>30</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第11号13頁（平25.12.2）

<sup>31</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第13号9頁（平25.12.4）

<sup>32</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第7号8頁（平25.11.22）

<sup>33</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第15号3頁（平25.11.19）

<sup>34</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第13号36頁（平25.11.14）

<sup>35</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第9号8～9頁（平25.11.28）

<sup>36</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第9号8頁（平25.11.8）

<sup>37</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第11号7頁（平25.12.2）

<sup>38</sup> 「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。平成24年6月29

イル管理簿には不開示情報を明示しないよう、名称を一般化するなど記載を工夫する必要があるとされている。特定秘密に指定される情報はそもそも情報公開法の開示事由に当たるとされるものであり、特定秘密が記録された文書が行政文書ファイル管理簿に記載されるとしても、内容を一般化した記載になるものと思われる。

なお、保存期間満了前の廃棄に関しては、答弁書において、『保存期間前に廃棄される』ことはない。ただし、同法律案第5条第1項に規定する特定秘密の保護に関し必要な措置を定める政令等において、秘密の保全上真にやむを得ない場合の措置として保存期間前の廃棄を定めることは否定されない」とし<sup>39</sup>、例外的に廃棄される場合がありうることを示唆している。

## ウ 指定の解除手続

特定秘密保護法が制定される以前には、我が国において秘密の解除を直接的に規定した法律はなく、あくまで裁量的に解除されていたとの指摘があるが<sup>40</sup>、特定秘密保護法において、指定の解除手続が法定された。

行政機関の長は、指定をした情報が特定秘密の要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとされる。この政令には、指定を解除する際にとる手続として、特定秘密という表示の抹消のほか、特定秘密でなくなった旨を関係者へ周知することを定めることが検討されている<sup>41</sup>。防衛秘密<sup>42</sup>については「自衛隊法」（昭和29年法律第165号）に「指定の解除」に係る定めはないが、同法施行令において「防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置」として、同様の手続が定められている。

秘密の解除に関する手続が法定されたことを評価する意見がある一方で、法定されても恣意的な解除手続が行われるのではないかとの見解もある。規定上は、「指定の要件を欠くに至ったとき」と書かれているのみであるが、解除手続が適正に行われるよう運用基準において解除要件をより具体的に明記することが望まれよう。なお、防衛秘密においては、制度の運用が始まった平成14年から平成25年11月20日までに、防衛秘密の要件を欠くに至り、当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報したものの数は1件のみであったとされる<sup>43</sup>。

特定秘密が解除された後の取扱いについては、政府参考人は「個別具体的に判断されるが、通常は、秘密、あるいは特別管理秘密になることは考えにくい。通常の文書になるのが一般的だと考えている」と答弁している<sup>44</sup>。もっとも、一般に公開さ

---

日一部改正)

<sup>39</sup> 特定秘密保護法案及び防衛省の秘密解除後の文書公開と破棄に関する質問に対する答弁書（内閣衆質185第98号、平25.12.6）

<sup>40</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第12号6頁（平25.11.13）

<sup>41</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第13号28頁（平25.11.14）

<sup>42</sup> 「防衛秘密」とは、自衛隊法第96条の2に規定されているものであるが、特定秘密保護法の附則第4条及び第5条により、同法施行の日から特定秘密に移行されることとなる。

<sup>43</sup> 防衛省の秘密解除後の文書公開と破棄に関する質問に対する答弁書（内閣衆質185第74号、平25.11.26）

<sup>44</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第17号13～14頁（平25.11.21）

れるか否かは、情報公開法に基づいて個別に判断されることになる。

## エ 適性評価の運用・体制

特定秘密の取扱いの業務は、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）により、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならない。この適性評価に関しては、これまで法律の根拠が不明確な「秘密取扱者適格性確認制度」<sup>45</sup>が行われてきたことに比較し、特定秘密保護法によって調査権限、評価事項、評価手続及び苦情申出手続が法定されることによる手続の適正化を評価する意見がある一方で、思想信条の自由、平等原則及びプライバシー権を侵害するおそれがあるとの懸念が示されてきた。

適性評価の実施に関しては、運用基準においてその細目が示されることとなっている。調査方法として、森国務大臣は、「法に規定されている事項を調査するが、その手法は、まず本人に対して同意を取った上で質問票に記載していただく。その記載事項については、有識者会議に諮って細目を決定し、公表する」旨答弁している<sup>46</sup>。そして、質問票に記載された内容について、必要な範囲内において、知人等への調査や、公務所又は公私の団体への照会等を行うこととなる。評価に当たっては、調査結果を総合的に判断するものとされ、政府参考人は、「特定の国籍のみをもって適性評価に適しないという判断をするつもりはないし、しないようにするために基準等を作っていくたい」旨答弁している<sup>47</sup>。

適性評価の実施体制について、政府参考人は、「これから行政機関それぞれの特性に応じて決めていくこととなるが、例えば防衛省や内閣情報調査室のように特定秘密を取り扱う人数が多い場合は、秘密保全部門を組織内で保有しているのも、そういったところの専門家が担当するが、それ以外の行政機関については、人事担当者も含め今後細部を検討していく予定である」旨答弁している<sup>48</sup>。そして、適性評価により収集した情報の管理について、安倍内閣総理大臣は、「適性評価を実施する部署で管理責任者を定め、適切に保管し、保存期間経過後、確実に廃棄することを検討している」と答弁しており<sup>49</sup>、森国務大臣の下で検討することとなっている<sup>50</sup>。また、適性評価の調査結果等の管理の方法についても、運用基準の中で明らかにするものとされている<sup>51</sup>。

## オ 公益通報者の保護

我が国においては、犯罪行為や法令違反行為に関する事実を内部告発する者を保護するための法律として、「公益通報者保護法」（平成 16 年法律第 122 号）がある。

<sup>45</sup> 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づくものであるが、具体的な調査事項、評価手続等は明らかになっていない。

<sup>46</sup> 第 185 回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第 11 号 26 頁（平 25.12.2）

<sup>47</sup> 第 185 回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第 10 号 20 頁（平 25.11.29）

<sup>48</sup> 第 185 回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第 10 号 19 頁（平 25.11.29）

<sup>49</sup> 第 185 回国会参議院本会議録第 10 号 13 頁（平 25.11.27）

<sup>50</sup> 第 185 回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第 11 号 27 頁（平 25.12.2）

<sup>51</sup> 第 185 回国会参議院本会議録第 10 号 11 頁（平 25.11.27）

同法は、①労働者（公務員を含む。）が、②不正の目的でなく、③労務提供先等について、④「通報対象事実」（国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるものに規定する罪の犯罪行為の事実等。別表には、刑法等のほか政令で定める法律が対象と規定されている。）が⑤生じ又は生じようとする旨を、⑥通報先（事業者内部、行政機関又は事業者外部。通報先ごとに保護要件が異なる。）に通報（①から⑥の要件を満たすものを公益通報という。）したことを理由とする解雇の無効その他不利益な取扱いの禁止を定めている。特定秘密保護法と公益通報者保護法との関係においては、主に3つの観点からの議論がある。

第一に、政府による違法行為などに関する事実について通報する者が、保護されるのかという点である。森国務大臣は、「政府中枢や当局内部の違法行為、重大な失態というものは、そもそも特定秘密の対象たり得ないものであり、特定秘密に指定されることがない」、「一般的に、違法な行為を内部告発したとしても罰せられるのではなく、公益通報者保護法によって保護される」旨答弁している<sup>52</sup>。つまり、政府による違法行為などは特定秘密にならないことから特定秘密保護法との関係では問題とならず、当該違法行為が公益通報者保護法に基づく通報対象事実該当する場合、公益通報者保護法により保護されることとなる。

第二に、通報対象事実当たる情報が特定秘密に指定されることがあるのか、その場合、当該事実を通報する者は保護されるのかという点である。政府参考人は、「特定秘密についても公益通報者保護法が適用され、公益通報対象事実が特定秘密の場合について公益通報した場合も公務員は保護される。特定秘密の内容であったとしても、対象事実が公益通報者保護法の対象事実の犯罪行為であるとか法令違反行為に該当する場合については、その通報者は保護される」旨答弁している<sup>53</sup>。この答弁からは、通報対象事実当たる情報が特定秘密に指定される可能性があること、そして、その場合でも、当該事実の通報者は、公益通報者保護法の適用を受けるといことが分かる。答弁書では、「通報対象事実、それ自体が特定秘密であることが想定し難（い）」としているが<sup>54</sup>、仮に、通報対象事実当たる情報が特定秘密に指定される場合、当該情報の公益通報は、公益通報者保護法により保護されるとしても、特定秘密保護法により罰せられ得ることについて、議論の余地があるものと思われる。

第三に、特定秘密保護法に規定する特定秘密漏えい罪等の犯罪行為の事実について、当該事実を通報する者は保護されるのかという点である。保護されるための前提として、公益通報者保護法に基づく通報対象事実の対象に、特定秘密保護法を加える必要があり、公益通報者保護法の別表の規定に基づく政令を改正する必要がある。また、特定秘密との関係において公益通報者保護法が本当に実効性をもって機能するのかという懸念が示される中、公益通報者を守るための特別な条項を設ける

<sup>52</sup> 第185回国会参議院予算委員会会議録第2号21～22頁（平25.10.24）

<sup>53</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第11号35頁（平25.12.2）

<sup>54</sup> 特定秘密の保護に関する法律案に関する質問に対する答弁書（内閣参質185第58号、平25.11.22）

必要性をただされた森国務大臣は、「委員の指摘を重く受け止め、運用基準等に盛り込めるように検討したい」旨答弁している<sup>55</sup>。

#### カ 知る権利・報道の自由の観点

特定秘密保護法をめぐって、国民の知る権利や報道、取材の自由を損なうのではないかという懸念が示されてきたことを受け、「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当業務による行為とするものとする」との規定が置かれている。

本規定に関しては、具体的な適用事例について議論があった。例えば、「出版又は報道の業務に従事する者」の範囲については、放送機関、新聞社、通信社、雑誌社の記者に限らず、個人のフリーランスの記者も含まれるが<sup>56</sup>、報道の業務に全く従事していない個人については含まれないとされ<sup>57</sup>、「著しく不当な方法」に当たる取材行為の範囲については、取材対象者の個人としての人格を著しくじゅうりんするような対応のものが該当するが<sup>58</sup>、いわゆる夜討ち朝駆け、頻繁な接触、飲食による取材行為等については該当しないことが示されている<sup>59</sup>。本規定の具体的な事案については、今後、運用基準やコンメンタール（逐条解説書）等で明らかにすることとされている<sup>60</sup>。

また、特定秘密保護法制定により、公務員の報道機関等に対する情報提供に萎縮効果が生じることが懸念されていた。情報収集業務に従事する職員の倫理保持と情報収集活動の合法性を担保するためのガイドラインを整備する必要性をただされた森国務大臣は、「情報収集活動に当たっての適正な遂行を図るためのガイドライン等の整備については、検討し、法施行までに整備するよう準備する」旨答弁し、その際、公務員と報道関係者との接触に関する倫理規定の必要性について問われ、「特定秘密の漏えいを防止するために必要な事項について何らかの規範を設けることは重要だと考えていることから、様々な観点から検討してまいりたい」と答弁した<sup>61</sup>。この答弁の意図については、「特定秘密の漏えいはあってはならないということを倫理規程に書くことによって、報道機関との接触の萎縮が生じなくなる効果もあると思われ、特定秘密の漏えいを防止するための倫理規程についても検討すると申し上げた」旨答弁している<sup>62</sup>。その後、森国務大臣は、報道関係者と公務員の接触に関する行動規範の策定については、有識者会議等の意見を聴きながらその内容を検討するが、報道の自由、取材の自由を制限するような規範を策定することは考えていないこと

<sup>55</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第10号18頁（平25.11.29）

<sup>56</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第3号10頁（平25.10.30）

<sup>57</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第9号7頁（平25.11.8）

<sup>58</sup> 第185回国会衆議院本会議録第8号17頁（平25.11.7）

<sup>59</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第11号3頁（平25.11.12）

<sup>60</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第11号35頁（平25.12.2）

<sup>61</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第9号13頁（平25.11.28）

<sup>62</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第10号6頁（平25.11.29）

を述べている<sup>63</sup>。

### (3) 第三者機関をめぐる国会論議

特定秘密保護法の適正な運用を確保するための仕組みとして、特定秘密の指定や解除等の判断を行う行政機関の長以外の者、いわゆる第三者機関による関与の在り方については、両院の特別委員会における審査を通じて大きな論点となった。

衆議院の特別委員会においては、森国務大臣は、「特定秘密の指定、有効期間の設定、解除、延長等は、外部の有識者の意見を反映された基準に基づいて行われることなどにより、重層的な仕組みが設けられており、適正な運用が確保される」旨答弁し<sup>64</sup>、政府の提出した法律案に第三者機関に関する規定を置かなかつた理由として、「個別具体的な特定秘密の指定は、その行政機関が行っている専門的、技術的な行政上の判断を要することから、第三者がそれを取り扱うということは適当でない。その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるかどうかということの判断を、行政機関が責任を持ってしていくことが必要である」旨説明していた<sup>65</sup>。一方で、運用基準が守られているか否かをチェックする独立した機関を、行政機関の内部に設置することを検討すべきではないかと問われた際には、「行政機関の内部に第三者的な機関を設けたらどうかという指摘については、謙虚に受けとめ、検討したいと思う」旨答弁した<sup>66</sup>。そして、大臣が検討すると述べた第三者機関のメンバーは、行政機関の長とは異なるのかという問いに対して、「第三者機関は、特定秘密を指定する行政機関の長と異なるメンバーを想定している」旨答弁している<sup>67</sup>。

その後、衆議院修正により、第三者機関の関係では、次の規定が追加された。

- ① 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及び解除等が基準（内閣総理大臣が有識者の意見を聴いた上で案を作成し、閣議決定するもの。）に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに改善すべき旨の指示をすることができることとする（第18条第4項）。
- ② 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする（附則第9条）。

参議院の特別委員会において、安倍内閣総理大臣は、「公布後速やかに、情報の保護、情報公開、公文書管理、報道、法律の専門家から構成される『情報保全諮問会議（仮

---

<sup>63</sup> 「森内閣府特命担当大臣記者会見要旨（平成25年12月3日）」（内閣府ホームページ）  
([http://www.cao.go.jp/minister/1212\\_m\\_mori/kaiken/2013/1203kaiken.html](http://www.cao.go.jp/minister/1212_m_mori/kaiken/2013/1203kaiken.html))

<sup>64</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第9号5頁（平25.11.8）

<sup>65</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第10号4頁（平25.11.11）

<sup>66</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第11号18～19頁（平25.11.12）

<sup>67</sup> 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第16号14頁（平25.11.20）

称)』を設置する」、「内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、閣議決定により内閣官房に『保全監視委員会（仮称）』を法施行までに設置する」、「特定秘密の記録された公文書の廃棄の可否を判断するため、審議官級の『独立公文書管理監（仮称）』を設ける」旨それぞれ答弁した<sup>68</sup>。

この総理答弁を受けて、修正案を提出した4党の実務者による協議が行われ、次の事項などについて、合意に至ったことが確認された。

- ① 総理答弁で表明された「保全監視委員会」は第18条第4項に基づくものであり、附則第9条により設置する機関とは異なるものであること。
- ② 本法施行までに、附則第9条の「独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関」として、内閣府に情報保全監察に関する機関を政令（または立法措置が必要な場合には立法）により設置すること。
- ③ ②の機関の所掌事務として、各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること等を規定するとともに、さらに高度の独立性を備えた機関への移行についても、内閣府設置法等の改正の検討を進めること。

この4党協議の結果を受けて、政府としていかに新たな機関を設置しようとしているのかをただされた菅官房長官は、「4党協議の結論に従い、本法案成立後、施行までに、まずは内閣府に20人規模の『情報保全監察室（仮称）』を設置し、業務を開始することとしたい。さらに、その上で、政令又は立法措置が必要な場合には、立法により、できる限り早期に情報保全監察室を局へ格上げすることを約束する」旨答弁し、さらに高度の独立性を備えた機関への移行については、「内閣府に設置される情報保全監察に関する機関の実際の業務遂行の在り方等を検証しつつ、法的にも高度の独立性を備えた機関への移行について内閣府設置法等の改正の検討を進めてまいりたい」旨答弁している<sup>69</sup>。

なお、本稿末の別表において、特定秘密保護法の適正な運用を確保するために設置される機関の概要を整理している。

#### 4. おわりに

安倍内閣総理大臣は第185回臨時国会の閉会を受けた記者会見において、「今までのように総理大臣も知らないという秘密はあり得ない。そして、誰がその秘密を決めたかも明らかになります。そういう意味においては、まさにしっかりとルールができて、責任者も明確になる」と、特定秘密保護法制定の意義を述べる一方で、「私自身ももっとと丁寧な時間をとって説明すべきだった」と、反省の意を示している<sup>70</sup>。

特定秘密保護法に関しては、本年12月上旬に予定されている施行に向けて<sup>71</sup>、本稿

<sup>68</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第13号2頁（平25.12.4）

<sup>69</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第14号（その一）16頁（平25.12.5）

<sup>70</sup> 「安倍内閣総理大臣記者会見（平成25年12月9日）」（首相官邸ホームページ）

（[http://www.kantei.go.jp/jp/96\\_abe/statement/2013/1209kaiken.html](http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/1209kaiken.html)）

<sup>71</sup> 『毎日新聞』（平26.2.6）

に記述した事項を含め、同法律の政令や運用基準のほか、第三者機関の設置・運営等の多岐にわたる事項について検討が進められることとなる。

総理が会見で述べたとおり、明確なルールの下で特定秘密保護法が適切に運用される仕組みを構築するためにも、国民への丁寧な説明を尽くしながらその検討を進めることが、政府には求められよう。

(いかり たけと、やなせ しょお)

(別表)

特定秘密保護法の適正な運用を確保するために設置される機関

	情報保全諮問会議	保全監視委員会(仮称)	独立公文書管理監(仮称)	情報保全監察室(仮称)
役割・ 関連条文	特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施に関する運用基準の策定・変更(18条2項)、年に1回の運用状況の報告(18条3項)等に際して、行政機関外部の意見を聴くための会議	内閣総理大臣が、運用基準に基づき行政各部を指揮監督、又は特定秘密の指定・解除等についてチェック機関としての役割を果たすこと(18条4項)に資する組織	行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関(附則9条)	
設置時期・ 設置根拠	平成26年1月14日に設置 内閣総理大臣決裁	施行までに設置(検討中) 閣議決定	施行までに設置(検討中) 政令(又は立法措置) 将来的に、さらに高度の独立性を備えた機関への移行も検討	
設置場所	行政外部(会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。)	内閣官房	内閣府	
構成員	情報保護、情報公開、公文書管理、報道、法律の専門家(現在の委員は備考欄参照)	インテリジェンスコミュニティの事務次官級が中核	審議官級	20人規模の体制 ※将来的に局に移行
所掌事務	① 特定秘密を指定できる行政機関の限定について意見を述べること ② 運用基準の策定・変更の際に意見を述べること ③ 特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施の状況について内閣総理大臣の報告を受けること ④ 特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施の状況の国会報告に当たり、意見を述べること	① 各行政機関による特定秘密の指定・解除状況をチェックすること ② 各行政機関による特定秘密の有効期間の設定・延長をチェックすること ③ 各行政機関による適性評価の実施状況をチェックすること ④ 内閣総理大臣による情報保全諮問会議及び国会への報告を作成すること	① 各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること ② 各行政機関による個別の特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること ③ 特定秘密の指定等の状況を含む、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の管理を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること ④ 特定秘密の指定等の状況を踏まえつつ、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の廃棄の可否を判断すること	
備考	委員(平成26年1月17日現在) 宇賀克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授 塩入みほも 駒澤大学法学部准教授 清水勉 日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員長 住田裕子 弁護士 永野秀雄 法政大学人間環境学部教授(主査) 南場智子 株式会社ディー・エヌ・エー取締役ファウンダー 渡辺恒雄 読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆(座長)	情報保護監視準備委員会が、平成25年12月24日に、内閣総理大臣決裁により設置されている。同委員会は、「保全監視委員会」の準備委員会であるとされる(『日本経済新聞』(平25.12.22))。	独立公文書管理監が、情報保全監察室の長となる旨の報道がある(『毎日新聞』(平26.1.20))。	同室の職員として、外務省、防衛省、警察庁などのほか、民間人の登用も検討されている(『朝日新聞』(平26.2.1))。

(出所) 内閣官房資料、国会会議録等を基に作成